

○平成二十五年総務省告示第百三十六号（通信品質の測定条件を定める件）の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>〔一～三 略〕</p> <p>四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十に規定する接続品質、同令第三十五条の二（同令第三十五条の五の二及び第三十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する総合品質及び同令第三十五条の二の二（同令第三十五条の五の三及び第三十五条の十二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するネットワーク品質については、T C 標準JJ一〇一・〇一以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。</p> <p>〔五～七 略〕</p>	<p>〔一～三 同上〕</p> <p>四 事業用電気通信設備規則第三十五条の十に規定する接続品質、同令第三十五条の十に規定する総合品質及び同令第三十五条の十二に規定するネットワーク品質については、T C 標準JJ一〇一・〇一以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。</p> <p>〔五～七 同上〕</p>